

確認テスト

所属 _____

氏名 _____

権利擁護／虐待防止①基礎知識編～①世界基準で考える権利擁護

1) 国連で高齢化問題に関する会議が初めて開催されたのはいつ頃だと思いますか。

1. 1980年代
2. 1990年代
3. 2000年代
4. 2010年代

2) 1982年当時の日本の高齢化率は？

1. 14%未満
2. 14%以上

※考えるヒント：国連の定義

高齢化率7%以上 → 高齢化社会（日本は1970年に高齢化社会となる）

高齢化率14%以上 → 高齢社会

高齢化率21%以上 → 超高齢社会

3) 私たちは高齢者に対して「自立の原則」を守るためにどのようなことができるでしょうか？

※考えるヒント：環境にかかわること

4) 私たちは高齢者に対して「参加の原則」を守るためにどのようなことができるでしょうか？

※考えるヒント：参加は、活動とは異なる。

5) 私たちは高齢者に対して「ケアの原則」を守るためにどのようなことができるでしょうか？

※考えるヒント：想像力を働かせること。

6) 私たちは高齢者に対して「自己実現の原則」を守るためにどのようなことができるでしょうか？

※考えるヒント：想像力を働かせること。

7) 私たちは高齢者に対して「尊厳の原則」を守るためにどのようなことができるでしょうか？

※考えるヒント：想像力を働かせること。

8) 国内法と国連原則との関連 ※答えは一つとは限らない

国内法

国連原則（自立，参加，ケア，自己実現，尊厳）

高齢社会対策基本法（1995年） → （ ）

(社会的活動参加への機会確保など)

介護保険法 (2000年) → ()

(介護保険サービスの提供)

高齢者虐待防止法 (2005年) → ()

(高齢者の虐待防止)

高齢者雇用安定法 (2004年改正) → ()

(定年制の撤廃, 継続雇用制度など)

高齢者住まい法 (2011年改正) → ()

(サ高住の法制化など)

権利擁護／虐待防止①基礎知識編～①世界基準で考える権利擁護

1) 解答 1. 1980年代

<解説>

世界各国の高齢化対策の指針になるように、1982年に国際会議が開催され、「高齢者問題国際行動計画」が採択されました。これを機に国際的な高齢化問題への対応が始まります。

2) 解答 14%未満

<解説>

日本が高齢化社会（高齢化率7%以上）になったのは、1970（昭和45）年です。1982年当時は、高齢化問題は日本ではまだまだ一般的ではありませんでした。日本は、その後、995（平成7）年、高齢社会へ、2007（平成9）年、超高齢社会へ、急速に高齢化し、高齢化が社会問題となっていきます。一方、少子化は、1989（平成元）年、合計特殊出生率が、いわゆるひのえうまの年の1.58を下回る1.57となり「1.57ショック」という言葉は流行語になり、少子化が社会問題化しました。それ以降、少子高齢化社会と言われるようになります。

3) 解答（例）

- ・住み慣れた環境で長く生活できることを支援する。
- ・快適な生活空間を提供する。 などなど。

<解説>

自立の原則の一つには、「安全な環境に住むことができる」があります。安全な環境とは、住み慣れた場所に住むこと、住み慣れた場所から離れざるを得なくなっても安全な環境に住むことなどがあります。

4) 解答（例）

- ・主体的に行事などに参加していただく。
- ・施設の中で、役割を持っていただく。
- ・できないものではなく、できることに目を向けた支援。 などなど。

<解説>

国際生活機能分類（ICF）では、生活機能を「心身機能・身体構造」（生物的）、「活動」（個人的）、「参加」（社会的）に分けています。このうち「参加」（社会的）は、「活動」（個人的）が低下すると、参加の機会も減少します。「している活動」だけでなく、「できる活動」（潜在能力）を焦点を当てて、参加の機会を増加されることが大切です。

5) 解答（例）

- ・プライバシーを保てる環境づくり。
- ・基本的人権とは何かをみんなで考えること。 などなど。

<解説>

「ケアの原則」の一つには、「いかなる場所に住み、あるいはいかなる状態であろうとも、自己の尊厳、信念、要求、プライバシー及び、自己の介護と生活の質を決定する権利に対する尊重を含む基本的人権や自由を享受することができるべきである」があります。この他には、自己決定の機会を確保することもあるでしょう。

6) 解答(例)

- ・ご利用者の生育歴を理解して、ケアに活かす。
- ・ボランティアの活用。 などなど。

<解説>

エリクソンの発達理論では、老年期であっても発達する存在である、ととらえます。それによれば、生きてきてよかったと感じられるようなケアの提供が求められます。

7) 解答(例)

- ・虐待しない、させない、見逃さない。 などなど。

<解説>

虐待には「身体的虐待」「介護等放棄(ネグレクト)」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」があります。心理的虐待は言語道断ですが、心理的虐待は、態度も虐待に含まれます。常に倫理性の高い行動が求められます。

8) 解答

国内法	国連原則
高齢社会対策基本法(1995年)	➡ (参加, 自己実現)
介護保険法(2000年)	➡ (ケア)
高齢者虐待防止法(2005年)	➡ (尊厳)
高齢者雇用安定法(2004年改正)	➡ (自立, 参加, 自己実現)
高齢者住まい法(2011年改正)	➡ (自立)

<解説>

個々の法制度は、個々の目的に沿って成立していますが、全体を通してみると「高齢者のための国連原則」に沿っていることが分かることでしょう。そのため国連原則の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」は、日本の高齢者にもそのまま当てはまります。これらは、高齢者福祉サービス、介護保険サービスの提供者は、いつも考えていかなければならない課題です。